

健 発 1024 第 1 号
令和 4 年 10 月 24 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 150 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準に関する事項として、以下を追加する。

症状	期間
熱性けいれん	7 日

第二 施行期日

公布の日（令和 4 年 10 月 24 日）

○厚生労働省令第百五十号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第二項の規定により適用する同法第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
附 則 第十九条 法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。		附 則 第十九条 法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。	
症 状	期 間	症 状	期 間
（略）	（略）	（略）	（略）
心膜炎	二十八日	心膜炎	二十八日
熱性けいれん	七日	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則
この省令は、公布の日から施行する。